

平成24年（行ウ）第5号

原告 池川洋子

被告 高松市

## 訴えの追加的変更申立書

平成24年 9月28日

高松地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 安 西 敦

他34名

原告（申立人）は、本件について行政事件訴訟法第19条第1項「関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。」との規定に基づき、上記事件について、「訴えの追加的変更」を申し立てる。

原告の表示

〒\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

原 告 池 川 洋 子

原告訴訟代理人の表示（別紙原告代理人目録記載のとおり）

（送達場所）〒761-0050

高松市亀井町8番地11 B-Z高松プライムビル8階

あかり総合法律事務所

TEL 087-813-1061 FAX 087-833-1321

原告訴訟代理人 弁護士 安 西 敦

被告の表示

〒760-8571

高松市番町1丁目8番15号

被 告 高 松 市  
上記代表者兼処分行政庁 高松市長 大 西 秀 人

障害者自立支援法に基づく手話通訳派遣却下処分取消等請求事件

変更後の訴訟物の価格 351万7550円

## 追加する請求の趣旨

- 1 高松市長が原告に対してなした、原告の高松市長に対する平成24年3月26日付手話通訳派遣申請に対する同年3月30日付却下処分はこれを取り消す。
  - 2 被告は原告に対し、金21万4210円及びこれに対する平成24年3月31日から支払い済みまで年5分の割合の金員を支払え。
  - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決及び第2項につき仮執行宣言を求める。

## 追加する請求の原因

### 第1 事実経過

#### 1 申請の経緯

原告の長女は平成24年4月に\*\*\*\*\*専門学校に入学することになった。原告は同校の入学式に出席して、長女の晴れ姿を見たい、また、同校の先生方の話を聞きたいと考えていた。

平成24年3月24日ころ、同校から原告に同年4月10日に入学式及び保護者説明会が開かれる旨の案内が届いた。原告は入学式及び保護者説明会に出席することを決め、その際に話を聞くために手話通訳を依頼することにした。なお、原告は長女を通じて、同校に手話通訳の準備ができるか尋ねたところ、準備はできないとの回答があった。

#### 2 申請

原告は、平成24年3月26日、高松市身体障害者協会を通じて被告高松市に対し、同年4月10日午前10時から開かれる入学式、保護者説明会に手話通訳者の派遣を求めるFAXを送った（甲11）。

### 3 高松市長による却下処分

- (1) 高松市長大西秀人は、同年3月30日、原告が同月26日付で行った申請に対して、①派遣場所について「高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱」（以下、「本件要綱」とする。）第5条により、本市の区域内でなく、かつ、通訳内容が、市長が特に必要であると認める程度の客観的な重要性に乏しいこと、②派遣対象について、専門学校入学式および保護者説明会は、義務教育とそれに準ずる高校等に関する以外のものであり、運用基準である「高松市手話奉仕員派遣事業および要約筆記奉仕員派遣事業の派遣対象の取扱いについて」（以下、「本件運用基準」という。）のうち「教育に関すること」で定めた派遣対象事項に該当しないことを理由として却下処分を行った（以下、「本件第2却下処分」とする。甲12）。

高松市長は本件要綱第5条を直接の根拠としつつ、その運用として、

「①手話通訳者の市域外派遣を『市長が特に必要と認める』ための要件として通訳内容の客観的重要性が必要である。②専門学校の入学式、保護者説明会は『市長が特に必要と認める』行為たりえず、手話通訳者派遣の対象とならない。」

と解して、これを理由の一つとし、本件要綱第2条第1項第3号と本件運用基準第1区分（5）の運用として、「①本件要綱第2条第1項第3号にいう『市長が聴覚障害者等の社会参加の促進に寄与すると認める行為』のうち教育に関する行為は、義務教育とそれに準ずる高校等に関する入学・卒業式、PTA総会、教育相談、進路相談などである。②専門学校の入学式、保護者説明会は上記に含まれない。③よって、専門学校の入学式、保護者説明会は『市長が聴覚障害者などの社会参加の促進に寄与すると認める』行為たりえず、手話通訳者派遣の対象とならない。」と解して、これをいま一つの理由としたものである（以下、本件要綱第5条、本件要綱第2条第1項3号及び

及び本件運用基準第1区分(5)を併せて「本件要綱等」という)のように派遣対象を限定すること、。

- (2) 原告は、同年3月30日、高松市手話奉仕員派遣却下通知書を受け取った。
- (3) 本件第2却下処分は、①この決定について不服があるときは、この通知書を受けた翌日から起算して60日以内に、書面で、高松市長に対し異議申立てをすることができる、②この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として提起できる、③処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができず、例外的に決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができることを教示していた。

#### 4 異議申立て

- (1) 原告は、高松市長大西秀人に対し、同年4月6日、本件第2却下処分の取消しを求める異議申立てを行った(甲13)。
- (2) 高松市長大西秀人は、同年4月9日、原告の異議申立てを却下する決定をした(以下、「本件第2却下決定」とする。甲14)。

本件第2却下決定の理由は、手話奉仕員の派遣場所が、要綱第5条に定める「本市の区域内」ではなく、かつ、通訳内容が、市長が特に必要であると認める程度の客観的な重要性に乏しい。また、派遣対象は、専門学校入学式および保護者説明会であること、義務教育とそれに準ずる高校等に関するもの以外のものであり、本件運用基準に定める「社会生活上必要不可欠な用務」に該当しないため、手話奉仕員を派遣すべきものと認められないことから、とされている。

すなわち、本件第2却下処分と同様の理由で本件第2却下決定がされている。

#### 5 原告の負担による通訳依頼

原告は、香川県聴覚障害者福祉センターを通じて、東京手話通訳等派遣セン

ターに対し、同月10日、午前10時から開かれる入学式及び保護者説明会への手話通訳者の派遣を依頼した。

原告は、入学式及び保護者説明会に出席し、平成24年5月28日、手話通訳者派遣の費用として、1万1990円を振込により支払った。その際の振込手数料は420円である（甲15）。

## 第2 本件要綱等・本件第2却下処分が憲法に違反すること

### 1 憲法第13条違反

- (1) 国民は「すべての基本権の享有を妨げられ」ず、「生命、自由及び幸福追求権に対する国民の権利」は、公共の福祉に反しない限り、「立法その他国政の上で、最大の尊重を必要」とする（憲法第13条）。これを、我々は個人の尊厳あるいは幸福追求権と呼んでいる。
- (2) 原告は、長女の入学式及び保護者説明会に参列するために必要な手話通訳者の派遣を、高松市に拒否された。原告はろう者であるが、入学式は当然のことながら、音声言語を主として用いて執り行われる。したがって、手話通訳者がいない状態では、原告は入学式及び保護者説明会において何が行われているのか全く理解することができないし、自分が疑問に思ったことを学校に尋ねたり、式の感想を隣人に伝えることなどによって、子供の成長を同じ保護者と共に祝うことも不可能となる。つまり、手話通訳者の存在なしでは、原告は外界とのコミュニケーションの手段を奪われ、世界から隔絶された状態に陥るのであり、高松市は、手話通訳者の派遣を拒否することによって、原告が長女の入学式に参加し、学校や保護者と意思疎通を行うこと、すなわち原告の、他者とコミュニケーションをとる権利を侵害したのである。
- (3)ア 規定ぶりからわかるように、憲法第13条は包括的な幸福追求権を定めたものである。しかし、その内容は無限定ではなく、あらゆる権利が同条により保障されるものではない。具体的には、当該権利が、自律的個人が

人格的に生存するために不可欠であること、その行為は多数の国民が行おうと思えば行うことができること、それを行っても他人の基本権を侵害するおそれがないことなどの要件を満たして初めて、当該権利が同条に基づき保障されると考える。以下、本件において侵害された原告の権利が、同条により保障されることについて述べる。

イ まず、コミュニケーションの重要性について検討するならば、社会福祉法人全国盲ろう者協会の理事、東京大学教授で自らが盲ろう者である福島智氏は、コミュニケーションの重要性を以下のように述べている。

「それは、私の周りからこの現実世界が消えてなくなってしまったような衝撃でした。言い換えれば、それはまるで、この地上からちょうど地球の「夜の側」の宇宙空間に放り出されたような感覚でした。私は絶対的な虚無と孤独感を味わったのです。」「私に最も大きな苦痛を与えたものは、見えない、聞こえないということそのものではなく、他者とのコミュニケーションが消えてしまったということでした。私は驚きました。他者とのコミュニケーションがこれほど大切なものであるということをもそれまで考えたことがなかったからです。私は深い孤独と苦悩の中で考えました。「人は見えなくて、聞こえなくても生きていけるだろう。しかし、コミュニケーションが奪われて、果たして生きていけるのだろうか」と。」

ウ 福島氏も述べるとおり、我々が外界の情報を受け取り、そして自分のメッセージを外界に発すること、すなわち他者とコミュニケーションをとることは、我々が尊厳ある人間として生きるために最も重要な権利と言っても過言ではない。しかし、ろう者である原告は、手話通訳者の支援を受けなければ、手話が使えない人間（我々の社会のほとんどの人間は、手話を使うことはできない）とコミュニケーションをとることができないのである。そうであるならば、我が国の教育課程に手話が言語学習として取り入れられていない以上、原告は国家によって脱コミュニケーション状態に置

かれたまま放置されていると言わざるを得ない。

まして、本件で問題となっているのは、教育課程の中でも非常に公共性の高い、入学式及びそれに引き続く保護者説明会という公式行事である。当該式典は学校関係者及び在学生の保護者であれば誰にでも開かれており、かつ、その場において発せられる各種メッセージは参加者全員にとって非常に重要なものであり、学校関係者及び在学生の保護者で共有することが望まれていることは言うまでもない。したがって、入学式及びそれに引き続く保護者説明会に参加し、学校や保護者とコミュニケーションをとる権利及び当該権利の行使は、多数の国民が行おうと思えば行うことができ、かつそれを行っても他人の基本権を侵害するおそれがないことは明らかである。

エ 以上より、原告が長女の入学式及びそれに引き続く保護者説明会に参加し、学校や保護者と意思疎通を行うこと、すなわち原告の、他者とコミュニケーションをとる権利は、自律的個人が人格的に生存するために不可欠であること、その行為は多数の国民が行おうと思えば行うことができること、それを行っても他人の基本権を侵害するおそれがないことの要件を満たし、憲法第13条によって保障されることは明らかである。

(4) よって、高松市が原告の他者とコミュニケーションをとる権利を侵害したこと、すなわち原告の手話通訳者派遣申請を却下したことは、憲法第13条に違反する。

2 なお、本件要綱等が憲法第26条第1項、第21条第1項、第14条第1項、第25条に反することについては、訴状において述べたとおりである。

### 第3 本件要綱等・本件第2却下処分の改正障害者基本法違反

#### 1 はじめに

①本件要綱第5条のように派遣区域を限定すると共に、本件要綱第2条第1

項3号及び及び本件運用基準第1区分(5)(以下、本件要綱第5条、本件要綱第2条第1項第3号及び本件運用基準第1区分(5)を併せて「本件要綱等」という)のように派遣対象を限定すること、②当該区域限定及び当該派遣対象の限定に基づき手話通訳者の派遣を拒否することは、平成23年8月5日法律第90号障害者基本法(以下「改正障害者基本法」という)に違反する。

## 2 改正障害者基本法の制定経緯

### (1) 改正障害者基本法の制定経緯等

改正障害者基本法は、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として成立し、改正前障害者基本法を抜本的に改正するものであることは、改正前障害者基本法の目的(同第1条)、定義(同第2条)、基本的理念(同第3条)という基礎的事項から大幅な改正が加えられていることより明らかである。

改正前障害者基本法の核心は、障害者権利条約が前提とする障害観(以下に述べる障害の社会モデル)を採用したことにあり、改正障害者基本法を理解するためには、同法が採用した障害観の理解を避けて通ることはできない。

そこで、改正前障害者基本法と改正障害者基本法とが前提とする障害観の相違について、国会における審議過程、障がい者制度改革推進会議の検討過程を踏まえながら以下述べることとする。

### (2) 障害観 — 障害の医学モデル

障害の医学モデルとは、心身の機能・構造上の「損傷」(インペアメント)と「障害」(ディスアビリティ)とを同一視し、「障害」の原因を心身の機能・構造上の「損傷」に求める考え方である。かかる障害の医学モデルによれば、個人の「損傷」改善に向けた医学的な働きかけ(治療、訓練等)が障害者施策において重視される。加えて、「損傷」そのものは個人に内在する属性であることから、「障害」もまた個人に内在する属性として捉えられ、「障害」克服のに向けた取組についても個人の社会適応努力を支援することに力点

が置かれることとなる。障害の医学モデルは「障害」の克服を「損傷」を有する個人の（社会適応）努力に求め、社会の仕組・構造を問題視し、これを変革していくという視点からはかけ離れたものである。

改正前障害者基本法において「障害」は身体障害、知的障害又は精神障害とされ、「障害者」は障害があるために継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者と定義されていた（同法第2条）ように、改正前障害者基本法は障害の医学モデルを基本としていた。そのため、改正前障害者基本法においては、「損傷」の改善に向けた医学的働きかけと個人の社会適応努力への支援こそが障害者施策における「障害」克服への取組であるとの基本認識が共有され、国、地方公共団体が行うべき施策の内容もまた障害者への医療的な働きかけが中心となり、<sup>\*1</sup>国、社会の仕組・構造の変革を求める規定は極めて不十分なものにすぎなかった。

### (3) 障害観 — 障害の社会モデル

これに対し、障害の社会モデルは個人の属性として「損傷」を有する人ありのままで受け入れようとし、社会の仕組、構造に問題を見出し、これを変革していこうとする考え方である。

まず、障害の社会モデルにおいては「損傷」（インペアメント）と「障害」（ディスアビリティ）とを明確に区別する。そして、「障害」は、「損傷」の直接的結果としてではなく、個人の外部に存在する種々の社会的障壁<sup>\*2</sup>によって構築されたものとして捉えられる。そのため、かかる社会的障壁を除去す

---

\*1改正前障害者基本法においてかかる傾向が認められたことは、内閣府大臣政務官園田康博が第177回国会衆議院内閣委員会平成23年6月15日に行った答弁から明らかである。

「これまでの障害者施策の中におきましては、やはり、どちらかといいますと、機能に着目し、そして医療的な、いわゆる医療的なモデルというふうに言われておりましたけれども、むしろ、そちらの方が主体的に強く、色濃く出ていたところがありました。」

\*2ここでいう社会的障壁には、道路、建物等の物理的なものだけでなく、情報や文化、法律や制度、さらには市民の意識上の障壁等も含まれている。

ることをとおして「障害」の解消が可能であると考えるのである。

例えば、障害の社会モデルによれば、ろうであるということ（「損傷」）は直ちに「障害」を意味しない。意思疎通が必要とされる場面に、手話通訳者等の意思疎通手段が確保されないとき（社会的障壁）に初めて、ろうであるという「損傷」が「障害」として発現すると捉えるのである。そのため、意思疎通が必要とされる場面に意思疎通手段が確保されること（社会的障壁の解消）をとおして、ろうという「損傷」について医学的な改善を図ることができなくとも、「障害」そのものは解消することができると考えるのである。

このように、「障害」は個人の心身の機能の「損傷」に起因・帰結するものではなく、「損傷」をもつ者が自由に活動できないような障壁を社会が内蔵していること自体が「損傷」をして「障害」たらしめている。このように考えるのが障害の社会モデルである。かかるモデルに立てば、「障害」の解消に向けての主たる取組は社会的障壁の解消に向けた活動に帰結することとなる。

そして、かかる社会的障壁は、「損傷」を有する者の社会適応努力の不足によって存在するのではなく、社会的障壁を解消しようとしてこなかった国、社会の側の無策の結果として存在するのであるから、社会的障壁の解消に向けた取組の責任は「損傷」を有する個人にではなく、国、社会の側にこそ求められる。

以上を要約すると、障害の社会モデルの核心理念は、「障害」は社会的障壁によって発現する以上、社会的障壁の除去をとおして「障害」の解消は可能であること<sup>\*1</sup>、そして、その責任は「損傷」を有する個人ではなく、国、

---

\*1社会的障壁を解消すべきであるという判断は、障害者の人権を十全に保障しなければならないという当然の原理に基づいている（改正障害者基本法第1条参照）。

社会の側にこそあるということ、この2点に求められることとなるのである。

#### (4) 改正障害者基本法による障害の社会モデルの採用

そして、改正障害者基本法はかかる障害の社会モデルを自覚的に採用した上で成立したものである。これはその定義からして明らかである。すなわち、障害を有する者が障害及び社会的障壁によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者が「障害者」と定義され、「障害」は個人の「損傷」と「社会的障壁」の結果として捉えられている<sup>\*1</sup>。

よって、障害の社会モデルを採用した改正障害者基本法を解釈するに際しては、社会的障壁の除去に向けて、積極的に取り組む責任が国、地方公共団体にあるということを基本認識として出発しなければならない。

以下、かかる基本認識を踏まえて、改正障害者基本法の基本原則、基本的施策について概観していくこととする。

### 3 改正障害者基本法の基本原則

(1) 改正障害者基本法は、障害者施策の目的を「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現にあると定め(第1条)、かかる目的を具体化するために地域社会における共生(第3条)、差別の禁止(第4条)、国際的協調(第5条)という基本原則を定め、さらに重点分野については第二章基本的施策にて具体的なあるべき内容を定めている。

(2) 地域社会における共生等(第3条)

---

\*1改正障害者基本法が障害の社会モデルを自覚的に採用したことは、内閣府大臣政務官園田康博による第177回国会衆議院内閣委員会平成23年6月15日答弁からも明らかである。

「今般の改正におきましては、障害者が日常生活であるとかあるいは社会生活において受ける制限というものは、障害によるものだけではない、社会におけるさまざまな障壁の中において生ずるものであるという、いわゆる社会モデルという考え方を基本認識とさせていただいたところでございます。」

ア 改正障害者基本法は、障害の有無にかかわらず地域社会における共生の実現（第1条）に向け、第3条に以下の規定を設けた。

イ 第1号

第1号は「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。」と規定している。

これは、字義のとおり、障害者の社会のあらゆる分野の活動への参加機会を確保することを定めており、国、地方公共団体に対しては障害者の社会参加を妨げる障壁除去に向けた施策を要請するものである。

ウ 第3号

(ア) 次に、第3号は、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定し、意思疎通選択の機会の確保・拡大を定めている。

これは、障害者にとって必要な情報の取得あるいは意思疎通のための手段が確保されることは、あらゆる分野で、どういう行動を行うに際しても、最低限必要とされる「情報バリアフリー化の大切さ、重要さ」に鑑み、<sup>\*1</sup>「手話等の意思疎通や情報取得等のための手段が確保される旨を基本原則として位置づけ」たものである（国務大臣蓮舫・第177回国会衆議院内閣委員会平成23年6月15日）。

障害者を情報アクセス・コミュニケーションから隔絶・分離したまま

---

\*1 「これまで、手話、点字、要約筆記、指字等を含めた多様な言語の選択やコミュニケーションの手段を保障することの重要性及び必要性は省みられることが少なかった」（障がい者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）第2.2(5)）という反省を踏まえて規定されたものである。

では、地域社会における共生など到底実現不可能であることから、改正障害者基本法の目的（第1条）に照らしても当然の規定である。

よって、同号は、障害者の意思疎通手段の選択の機会の確保及びその拡大を定めており、国、地方公共団体に対しては障害者の意思疎通手段の選択の機会の確保及び拡大に向けた施策の充実を要請しているのである。

- (イ) なお、第3号には「可能な限り」との文言がある。これは意思疎通選択の機会の確保にむけて「最大限の努力」を行うことを求める趣旨であって（内閣府政策統括官村木厚子・第177回国会衆議院内閣委員会議事録第14号、国務大臣細野豪志・第177回国会参議院内閣委員会議事録第14号）、断じて「言い訳に使う言葉ではな」い（国務大臣細野豪志・第177回国会参議院内閣委員会会議平成23年7月28日）。

したがって、改正障害者基本法は、国、地方公共団体が障害者の意思疎通手段の選択機会の確保するに際しては、その確保に向けた最大限の努力を尽くすことまで要請しているのである。

### (3) 差別の禁止（第4条）

ア 改正障害者基本法は障害の有無にかかわらず地域社会における共生の実現（1条）に向け、第4条にて差別の禁止を規定した。

#### イ 第1項

同条第1項は「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と定め、障害者の人権保障にもとる取扱いを許容しない旨を明らかにしている。

#### ウ 第2項

同条第2項は、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について

必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」と規定している。

これは社会的障壁の除去に向けた「合理的配慮をしないことが差別である」という障害者権利条約の趣旨を踏まえて、「条約の趣旨を法令上反映をした」ものとして規定されたものであり、社会的障壁を解消する責任が国、地方公共団体、社会の側にあることを明らかにしたものである<sup>\*1</sup>。

よって、改正障害者基本法4条2項は、国、地方公共団体に対して、字義のとおり、社会的障壁の除去に向けた合理的配慮を行うことを要請している。

#### 4 改正障害者基本法の基本的施策 — 22条1項

- (1) 第22条1項は、「国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。」と定め、国、地方公共団体に対して情報利用におけるバリアフリー化等を要請している。
- (2) これは、障害者も、障害のない人と同様に、表現の自由や知る権利の保障の下で、情報サービスを受ける権利を有しており、自ら必要とする言語及びコミュニケーション手段を選択できるようにすると共に、障害者が円滑に情報を利用し、その意思を表示できるようにしなければ、障害者がすべての人権及び基本的自由を享有することが不可能であることから、国及び地方公共

---

\*1国務大臣細野豪志は第177回国会参議院内閣委員会会議において平成23年7月28日、改正障害者基本法3条3項をあげて以下のとおり説明している。

「当然、政府や自治体というのはその主体になる」

団体に対して、障害者が選択するコミュニケーション手段を使用することができるための必要な施策を講じることを要請するものである。

特に、日本においては、情報や考えのやりとりに必要なサービス（手話通訳者、要約筆記者、知的障害者の支援者等）を利用できないことや、障害に配慮した情報提供（点字化、字幕をつける、ルビを振るなど）を受けられないこと等、障害者は、生活の様々な場面で情報へのアクセスやコミュニケーションにおける困難に直面しているという現状にあることから、かかる規定は極めて重要な意義を有し、かかる重要性を踏まえた解釈が求められることとなる。

## 5 改正障害者基本法と要綱・処分との関係

- (1) 以上のように、改正障害者基本法は障害者施策において極めて重要な意義を有するものであるが、改正障害者基本法の要請に反する通知・通達のたぐいは、改正障害者基本法違反となることを避けられないものである。
- (2) すなわち、改正障害者基本法は、実定法として、各種の障害者福祉施策を規律する基本法としての法規範性を有している。

そして、そもそも基本法は、国政に重要なウエイトを占める分野について、国及び地方公共団体の制度、政策等の基本方針を明示し、同一分野に関する他の法律に対して優越する性格を有するのであり、立法の内容および現実に立法された規定の解釈・適用において優越的な機能を果たすものである。

基本法が実施法に対してこのような優越的な関係にある以上、実施法の委任に基づいて制定される政令・省令等の命令、地方公共団体の条例・規則・要綱等や国・地方公共団体の当局の告示・訓令・通達のたぐいもまた、基本法の内容・趣旨・要請に沿うかたちで具体化されることが求められているのであり、基本法の内容・趣旨・要請に反することが許されないのは当然のこと

とである。<sup>\*1</sup>

- (3) この結果、改正障害者基本法は、障害者の権利保障を実現するための国政に関する基本方針を明示したものである以上、障害者施策に関する法律は、改正障害者基本法の目的を実現するものでなければならず、障害者自立支援法及び同法に基づいた地方公共団体の条例・要綱等の規定の制定・解釈・運用は、優越的な性格を有する改正障害者基本法に誘導され、①改正障害者基本法の趣旨・要請に即した規定内容であることが求められ、②かかる要請に即することができないときは、要請を充たせないことにつき合理的理由がなければ、改正障害者基本法に反して違法との評価を免れないのである。

よって、①本件要綱等が改正障害者基本法の各条項の要請を充たすものであるか否か、②かかる要請を充たさないものであるときは、充たさないにつき合理的理由が存在するか否かをとおしてその違法性が評価されることとなるのである。

## 6 本件要綱等の改正障害者基本法違反

そして、本件要綱等は以下に検討する改正障害者基本法各条項に反しており、違法との評価を免れない。

### (1) 本件要綱の規定内容

まず、本件要綱第5条は高松市外へは派遣しないと地理的条件によって派遣区域を限定し、さらに本件要綱第2条及び本件運用基準は手話奉仕員の派遣対象に更なる限定を加え、手話奉仕員の派遣を著しく限定している。<sup>\*2</sup>

---

\*1教育関係法令が問題とされた事案ではあるが、最高裁判所は、旭川学テ事件において、基本法と下位法令の関係について以下のとおり判示し、下位法令等の解釈・運用が基本法の趣旨、目的に誘導されることは既に明らかにしている。

「教育関係法令の解釈及び運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教育基本法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならない」

\*2本件要綱及び本件運用基準に基づく手話通訳者派遣範囲の制限は、「高松市在住のろう者は、行政の都合上必要な場合以外には、社会的活動に参加する必要はなく、それ以上を望むのは贅沢である。よって行政はこれを支援しない。高松市内に閉じこもって暮らしていれば十分で、市外に出る必要はない。」と宣言するに等しいものである。

(2) 改正障害者基本法第3条1号違反

ア ①改正障害者基本法第3条1号の要請の不充足

改正障害者基本法第3条1号は前記のとおり、地方公共団体に対して全ての障害者に地理的条件に関わりなくあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう要請しているにもかかわらず、本件要綱等は派遣地域及び派遣対象を著しく限定しており、改正障害者基本法第3条1号の要請を充たしていない。

イ ②合理的理由の欠如

(ア) 本件要綱第5条が定める地理的制限の合理的理由の欠如

そして、当然のことながら、ろう者は高松市という地理的条件を超えて生活を営んでいるのであり、参加する機会が確保されなければならない活動もまた高松市という地理的条件と一致する必然性もないのであって、派遣対象地域を高松市内という地理的条件をもって一律に限定することに合理的理由など存しない（改正障害者基本法3条1号も地理的条件による制限などまったく設けていない）。

(イ) 本件要綱第2条・本件運用基準における対象制限の合理的理由の欠如

また、ろう者も社会に生活する者として、労働、学習、講演会などの様々な社会活動に参加しているのであり、ろう者が参加する社会活動が本件要綱第2条及び本件運用基準の列举事由に限定されるわけではない以上、派遣対象行為を本件要綱第2条の列举事由に限定することについても合理的理由など存しない。

(ウ) 子の入学式という対象の性質に関わる問題性

特に、子の専門学校入学式への出席については、尚更、派遣対象外とする合理的理由は存しない。

式典の内容を理解することができなければ到底入学式に参加したとはいうことができないところ、子の入学式にて行われる式典の内容を理解

し、子の晴れやかな舞台を見聞きして理解したいと思うのは親としての自然な感情であり、入学式が挙行される場所による制限を設けるなどあまりに不合理という他ない。

また、子の晴れの舞台を見て子の成長を喜ぶ親の心には、子の進学が義務教育若しくは義務教育に準ずるもの（本件第2却下処分・甲12、本件第2位却下決定・甲14）への進学であるか、それとも専門学校、大学への進学であるかもまた問題とはならない。教育の過程にかかわらず、入学式に出席して式典の内容を理解し、子の成長を祝いたいということは親として極めて自然な感情である。

(エ) このように社会において十分に理解されうる親の感情について一切斟酌することなく、むしろこれを奪う本件要綱等に合理的理由などなおさら存しない。

ウ よって、本件要綱等は、改正障害者基本法第3条1号の要請を充たしておらず、かつ、充たしていないことにつき合理的な理由を欠いていることから、同条項に反して違法である。

(3) 改正障害者基本法第3条2号違反

ア ①改正障害者基本法第3条2号の要請の不充足

改正障害者基本法第3条2号は、前記のとおり、全ての障害者に、手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会を確保し、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会を拡大するよう最大限の努力を尽くすことを地方公共団体に対して要請している。

にもかかわらず、本件要綱等は前記のとおり派遣地域及び派遣対象を著しく限定しているのであって、改正障害者基本法第3条2号の要請を充たしているとはいうことができない。

イ ②合理的理由の欠如

(ア) 本件要綱第5条が定める地理的制限の合理的理由の欠如

前述のとおり、ろう者は高松市という地理的条件を越えて生活を営んでいるのであるから、意思疎通を図ることが必要とされる生活場面もまた高松市内に限定されるものではないのであって、派遣対象地域を高松市内という地理的条件にて一律に限定を加えることに合理的理由など存しない（改正障害者基本法3条2号も地理的条件による制限などまったく設けていない）。

(イ) 本件要綱第2条・本件運用基準における対象制限の合理的理由の欠如

また、ろう者が意思疎通を図ることが必要とされる生活場面は本件要綱第2条及び本件運用基準の列举事由に限定されるものではない以上、派遣対象行為を本件要綱第2条及び本件運用基準の列举事由に限定するについても合理的理由など存しない。

(ウ) 子の入学式という対象の性質に関わる問題性

特に、高松市内であれ市外であれ、子の入学式においては、学校からの口頭での説明を理解して子のさらなる成長を期待し、これを祝いたいというのは親としての自然な感情である。かかる行事において、いかなる説明が口頭にて行われているのかも全く分からないまま、ただ会場内にいるだけでは親としての自然な感情を充たすこともできないことは明らかであるから、子の入学式への参加を派遣対象に含めないことに合理的な理由など存しないのである。

ウ よって、本件要綱等は、改正障害者基本法第3条2号の要請を充たしておらず、かつ、充たしていないことにつき合理的な理由を欠いていることから、同条項に反して違法である。

(4) 改正障害者基本法第4条2項違反

ア ①改正障害者基本法第4条2項の要請の不充足

改正障害者基本法第4条2項は、地方公共団体に対しては社会的障壁の除去を要請している。

そして、ろう者にとっては、高松市の内か外かを問わずに、手話通訳者等による意思疎通手段が確保されなければ意思疎通を全く図ることができない場面というのは多数存在する。口頭でしか意思疎通を行うことができない場面というのはすべてこれに該当するためである。意思疎通を必要とする場面であるにもかかわらず、意思疎通手段が確保されていないということ自体が社会的障壁であって、かかる社会的障壁の存在は高松市内に限定されるわけでもなければ、本件要綱第2条及び本件運用基準が定める派遣対象にかかる生活場面に限定されるものでもない。

よって、ろう者にとって意思疎通手段が必要とされる生活場面において意思疎通手段が必ずしも十分には確保されていないという社会的障壁の存在を前提とすれば、かかる社会的障壁を除去することが被告高松市には要請されているのである。

然るに、本件要綱等は前記のとおり派遣地域及び派遣対象を著しく限定しているのであって、改正障害者基本法第4条2項の要請を充たしているとはいうことができない。

#### イ ②合理的理由の不存在

他方、被告高松市にとって、高松市外であり、かつ、派遣対象外の行為への手話奉仕員の派遣であっても、手話奉仕員の派遣に要する負担額に違いはない。被告高松市にとってはかかる対象へと手話奉仕員を派遣することとしても、被告高松市の予算規模からして到底加重な負担であるなどということとはできない。

しかも、子の入学式への出席という親として重要な行事を派遣対象に含めず、親の喜びを奪う本件要綱等による派遣限定が被告高松市としての合理的配慮であるなどとは到底いうことができず、合理的理由など存しない。

ウ よって、本件要綱等は、改正障害者基本法第4条2項の要請を充たしておらず、かつ、充たしていないことにつき合理的な理由を欠いていること

から、同条項に反して違法である。

(5) 改正障害者基本法第22条1項違反

ア ①改正障害者基本法第22条1項の要請の不充足

改正障害者基本法第22条1項は、地方公共団体に対して、手話通訳者の派遣を含めた情報のバリアフリー化を要請している。

にもかかわらず、本件要綱等は前記のとおり派遣地域及び派遣対象を著しく限定しているのであって、改正障害者基本法第22条1項の要請を充たしているとはいうことができない。

イ ②合理的理由の欠如

(ア) 本件要綱等による地理的制限・対象制限の合理的理由の欠如

ろう者が情報を取得、利用し、意思を表示し、他人と意思疎通を図ることが必要とされる場面は高松市という地理的条件によって規律することができるものでないことは、前記のとおりである。

(イ) 子の入学式という対象の性質に関わる問題性

また、子の入学式という式典の性質からしても、なおさら地理的制限を課すことに意味はなく、派遣対象に含まれないとすることは親の喜びを奪い、子の福祉にも反するものである。

ウ よって、本件要綱等は、改正障害者基本法第22条1項の要請を充たしておらず、かつ、充たしていないことにつき合理的な理由を欠いていることから、同条項に反して違法である。

7 改正障害者基本法と本件第2却下処分との関係

前記のとおり、本件要綱等は改正障害者基本法3条1号、2号、4条2項、22条1項に違反する違法なものであるところ、本件第2却下処分も違法な本件要綱等に基づいて為されたものであり、かつ、改正障害者基本法3条1号、2号、4条2項、22条1項の要請に沿うようにも運用されていないことから、当然に違法である。

#### 第4 本件要綱等・本件第2却下処分 of 障害者自立支援法違反

##### 1 障害者自立支援法の定め of 理解

(1) 障害者自立支援法第1条、第2条第1項第1号、第77条第1項第2号 of 定めにつき、以下のように解すべき点については訴状にて述べたとおりである。

① 同法は、第1条及び第2条第1項第1号により、障害者基本法 of 基本理念に則った質と量 of 地域生活支援を受ける権利を保障したものであり、市町村に対しては、障害者基本法 of 基本理念に則った質と量 of 地域生活支援事業を実施する義務を課したものである。

② 市町村は、地域生活支援事業について障害者自立支援法 of 上記 of 定め to 羈束され、市町村 of 自由な裁量によって同事業 of 質と量を、障害者基本法・障害者自立支援法 of 基本理念に照らして許容される限度を超えて抑制することは許されない。上記限度を超えて同事業 of 質・量を制限することは、同法 of 上記定め to 違反する違法な行為となる。

③ 地域生活支援事業 of 質と量は、当該市町村 of 規模・地理的条件等 of 地域特性 to 適応して、上記限度を下回ることのないよう実施しなければならない。当該市町村 of 経費節減のために上記限度を超えて地域生活支援事業 of 質・量を抑制することは、それ自体が障害者基本法・障害者自立支援法 to 違反する違法な行為であって許されない。

(2) したがって市町村長は、障害者自立支援法 of 定めに基づき地域生活支援事業の一つであるコミュニケーション支援事業を行うにあたっては、その事業にかかろう者等 of 権利が憲法・障害者基本法・権利条約により保障されており、障害者自立支援法においても前記のとおり障害者基本法 of 基本的理念に則った目的を掲げていることに鑑みて、ろう者等が「その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むこ

とができ、必要な支援を行い」もってろう者等の「福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する」ことを実現するべく、障害者基本法の基本理念に則った質と量の事業を行えるよう十分に考慮して、その制度を設計し実施しなければならない。

もし市町村が実施するコミュニケーション支援事業において、上記の趣旨に反して、憲法・障害者基本法・権利条約において保障されているろう者等がコミュニケーションをとる権利について不合理な制限が課され、その結果障害者基本法の基本理念に則った質と量の事業を行わないこととなる場合には、当該制限はそれ自体、障害者自立支援法に基づく市町村長の裁量権を濫用・逸脱するものであり、同法に違反する違法な行為となる。

2 本件要綱等が障害者自立支援法に違反することには、訴状において述べたとおりである。

3 本件第2却下処分における裁量権の濫用・逸脱

(1) 本件要綱第2条第1項の定めを不当

本件要綱第2条第1項は、手話通訳者派遣の定型的対象行為を①役所、②病院、③市が主催、④聴覚障害者団体が主催する行事でかつ市長が認めた行事、に限定し、それ以外の行事への手話通訳者の派遣は「市長が聴覚障害者の社会参加に寄与するものと認めた場合」に限定している。この要綱の定め自体が、手話通訳者の定型的派遣範囲を甚だしく限定するとともに、それ以外の行事等についての手話通訳者派遣を市長の自由裁量に係らしめようとする意図が明白であって、憲法等の規定の趣旨に反しており、きわめて不当である。

そもそも、コミュニケーションをとる権利はろう者等の人格の実現に必要な欠くべからざるものであるから、当該権利は憲法・障害者基本法・

権利条約の保障する基本的人権であり、支援事業はこれら憲法等の定めに基づき障害者自立支援法の規定に基づいて市町村が実施する責任を負うところのものである。本件要綱の上記規定は、高松市長がそのことを少しも理解することなく、コミュニケーション支援事業を行政が施す恩恵の如く思い誤っていることを示している。

(2) 本件要綱・本件運用基準の一体的運用

しかるに、被告高松市においては、本件要綱を直接に運用に供しているのではなく、本件運用基準を制定して、両者を一体的に運用している。本件運用基準第1条区分(5)「教育に関すること」においては、「入学・卒業式、PTA総会、教育相談、進路相談等」が手話通訳者の派遣対象となる旨定めている。この本件運用基準の定めは、なおその具体的範囲が完全に明確とは言えないのみならず、その対象とする行為がセレモニーに偏している嫌いはあるが、その運用が柔軟で適切であれば、結果的にコミュニケーション支援事業の質と量があるべき水準を満たし、憲法等の保障するろう者等の人権を実質的に侵害するに至らず、違憲・違法に至らないこととなる可能性もないとはいえない。

また、派遣範囲の地域的限定についても同様に、「市長が特に必要と認める」との規定の運用が柔軟で適切であれば、結果的にコミュニケーション支援事業の質と量があるべき水準を満たし、憲法等の保障するろう者等の人権を実質的に侵害するに至らず、本件要綱第5条が違憲・違法とはいえないこととなる可能性もないとはいえない。

(3) 本件要綱等の運用の実態

しかるに、高松市の本件要綱等の運用の実態は、

- ① 「教育に関する行為」についての「入学・卒業式、PTA総会、教育相談、進路相談等」という規定について恣意的に「義務教育とそれに準ずる高校等に関する」という要件を付け加え、

- ② 手話通訳者の市域外派遣を「市長が特に認める」べきか否かを判断するにあたって、さらに「通訳内容」の「客観的重要性」を要するという要件を付け加え、その上で
- ③ 何らの根拠もなく専門学校の入学式及び保護者説明会は、客観的重要性が乏しいと認定判断し、
- 手話通訳者派遣の範囲を著しく制限する運用を行っている。

あたかも、「高松市在住のろう者やその子弟は、高校まで進めれば十分であり、それ以上を望むのは贅沢だ」と言わんばかりであり、手話通訳者派遣に関する被告高松市の基本姿勢として、派遣対象行為・場所を極力制約する運用を行っていることが明らかである。

(4) 制度運用としての本件第2却下処分 of 裁量権の濫用・逸脱

ア 訴状において述べたとおり、行政裁量においては、①基本的人権の保障については十分に考慮されるべきであり、②重視すべきでない考慮要素を重視してはならず、③当然考慮すべき事項は十分に考慮しなければならず、④考慮した事項に対する評価は社会通念に合致し合理的でなければならない。

イ しかるに、高松市長は上記のとおり、本件要綱の手話通訳者派遣制限規定を、手話通訳者の派遣範囲を厳しく限定するべく運用しており、その運用の一環として本件第2却下処分をしたものである。その要綱運用・処分において、市長は、①ろう者等の基本的人権の保障について十分な考慮をせず、②高松市の財政規模に比してきわめて少額なコストの節減という、本来重視すべきでない本件要綱の考慮要素を過大に重視し、③憲法等において保障されたろう者等の人権の一部をなし、かつ根拠法たる障害者自立支援法が目的として掲げる「聴覚障害者等のコミュニケーション実現」という、本来最大限に考慮すべき事項を十分に考慮せず、④専門学校の入学式及び保護者説明会という、子の成長と自立を家族皆

で祝うと共に、これまで養育を行ってくれた保護者に子が感謝する行事の重要性についてほとんど考慮を払わず、⑤「ごく少額の経費節減」と「聴覚障害者等の基本的人権の実現」という2つの事項の価値比較において、経費節減を最大限に重視し基本的人権に不合理な制限を課するという、きわめて社会通念に反し非合理的な判断を行って、その結果、ろう者等に対するコミュニケーション支援事業の質と量を、憲法等の理念上あるべき水準を満たさないほどに制限しているものである。

ウ したがって高松市長は、本件要綱運用・本件第2却下処分において、裁量権を著しく濫用・逸脱して、ろう者等のコミュニケーション支援事業たる手話通訳者派遣の対象行為・地域に甚だしい制限を加え、その結果同事業の質・量があるべき基準を下回らせているものなので、本件第2却下処分は障害者自立支援法に違反し違法である。

## 第5 本件要綱等・本件第2却下処分の障害者権利条約違反

### 1 権利条約に法的拘束力があること及びその内容

平成19年9月28日、日本が署名した「障害のある人の権利に関する条約」(以下「権利条約」という。)について、当該権利条約が一定の法的拘束力を持つこと、及びその内容については訴状で述べたとおりであり、権利条約の求める施策に本件処分が反するものであれば、違法と評価すべきである点についても訴状で述べたとおりである。

### 2 権利条約第9条と本件要綱等・本件第2却下処分

- (1) 権利条約第9条の概要及び本件要綱等が権利条約第9条に違反することは、訴状において述べたとおりである。
- (2) 本件第2却下処分が権利条約第9条に違反すること

\*\*\*\*\*学校は入学式及び保護者説明会において手話を用いることを予定していないところ、耳が聞こえない原告にとっては音声によ

る説明ではその内容を理解することができない。これまで述べてきたとおり、原告がコミュニケーションについて支援をうける権利は強い法的保護が要請される。それにもかかわらず、被告高松市は、①専門学校の入学式及び保護者説明会が「教育に関すること」に該当しないとの理由で手話通訳者の派遣を拒否したのであり、権利条約9条に反することが明らかである。すなわち、公衆に提供される情報その他のサービスの利用を保障した権利条約第9条第1項(b)、及び、民間団体のサービスを障害者が利用できることの確保を求める同条第2項(b)、手話通訳者の提供を求める同項(e)、障害者による情報の利用の確保のための援助・支援を求める同項(f)に明らかに反している。

### 3 権利条約第21条と本件要綱等・本件第2却下処分

次に、権利条約21条違反である。同条の内容及び本件要綱等が権利条約第21条に違反することは訴状で述べたとおりである。

原告がコミュニケーションについて支援を受ける権利は、まさに表現の自由の一環として保障される。さらに、権利条約は、手話の使用を認め促進しなければならないとの規定もある。

それにもかかわらず、被告高松市は、①専門学校の入学式及び保護者説明会が「教育に関すること」に該当しないとの理由で手話通訳者の派遣を拒否したのであるから、原告がコミュニケーションについて支援を受ける権利に重大な制約を加えるものであり、原告の表現の自由を侵害したことになる。したがって、本件第2却下処分は権利条約21条違反となる。

### 4 権利条約における合理的配慮義務と本件要綱等・本件第2却下処分

#### (1) 権利条約における合理的配慮義務の概要

権利条約第2条は、国の「合理的配慮」についての義務を明確にしている点でも重要であるが、本件要綱等及び本件第2却下処分はこれにも明白に違反する。当該合理的配慮の内容及び本件要綱等が当該合理的配

慮義務に違反することについては訴状で述べたとおりである。

(2) 本件第2却下処分が合理的配慮義務に違反すること

かかる合理的配慮義務は、権利条約の総則として位置づけられている。したがって、合理的配慮義務違反が差別に該当することは、あらゆる場合、あらゆる権利の享有にあてはまることになる。

これは、本条約が、本来誰にも保障されている基本的人権が障害者にはその障害ゆえに享有されず不公平な状況にあるという現実を前提として、その不公平な状況を克服して、あらゆる場面での人権の享有における格差を是正することを目的としているからである。

そうすると、国や地方公共団体に情報その他のサービスを利用可能とする措置をとる義務を課した第9条、表現や意見の自由を確保するための措置を取る義務を課した第21条においても認められている「コミュニケーション支援請求権」の実現のために、国、地方公共団体は合理的配慮義務を負っていると考えるべきである。

国や地方公共団体には障害者がコミュニケーション支援請求権を実現できるように合理的配慮を行うべきであるのに、①専門学校の入学式及び保護者説明会が「教育に関すること」に該当しないとの理由で手話通訳者の派遣を拒否して、サービス提供を受ける障害者に費用負担を求めることは、合理的配慮義務に違反する差別である。

## 第6 国家賠償請求

### 1 本件第2却下処分の国家賠償法上の違法性

#### (1) 客観的違憲性、違法性

上記のとおり、被告高松市が平成24年3月30日に手話通訳者派遣申請を却下したことは、憲法13条、権利条約2条、9条、21条、改正障害者基本法3条1号及び2号、同法4条2号、同法22条1項、障害者自立支援

法1条、2条、77条に反する違憲・違法なものである。

## (2) 職務行為としての違憲性、違法性

原告は、障害者自立支援法の定めに基づき地域生活支援事業の一つであるコミュニケーション支援事業に位置づけられる、高松市地域生活支援事業(手話奉仕員派遣事業)による手話通訳者の派遣を要請した。

高松市長は、上記高松市地域生活支援事業(手話奉仕員派遣事業)を行うにあたっては、当該事業にかかるろう者等の権利が憲法・改正障害者基本法・権利条約により前記のとおり保障されており、障害者自立支援法においても前記のとおり障害者基本法の基本理念に則った目的が掲げられていること、市町村には、ろう者等が「その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう」、地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行う責務が課されていることを十分認識し、これら法令の趣旨目的に沿って本件要綱を解釈運用すべきであり、原告の申請についても、当然、上記法令の趣旨目的に沿って、原告の権利を侵害する結果を招来せぬよう、手話通訳者の派遣の要否を決定すべき職務上の注意義務を負っていた。

そして、高松市長は、原告の本件申請につき本件第2却下処分時までには調査して得られた事実に基づき、上記注意義務を尽くせば、当然派遣決定を認める判断をするべきであったにもかかわらず、漫然とこれを怠り、派遣申請の却下決定をしたものであり、本件第2却下処分は違法である。

## 2 本件第2却下処分に係る被告高松市の過失

被告高松市・高松市長は、原告の平成24年3月26日付けの申請を受け、手話通訳者派遣決定をすべきであったにもかかわらず、行政庁の有するその裁量判断の範囲を逸脱し、憲法その他の法令の解釈を誤り、派遣却下処分をしたことにつき、国家賠償法上故意又は過失がある。

## 3 因果関係及び損害

(1) 手話通訳実費の負担 金 1万2410円

被告高松市の違法行為により、原告は手話通訳者の派遣を受けることが出来なかったため、平成24年4月10日の入学式及び保護者説明会において、自ら依頼した手話通訳者を伴って出席した。この際の手話通訳にかかる経費として、原告は、東京手話通訳等派遣センターに支払った1万1990円とその際の振込手数料420円の合計1万2410円の支出を余儀なくされた。これは、被告高松市の違法行為と因果関係のある損害である。

(2) 手話通訳派遣を拒否されたこと的人格権侵害、慰謝料 金20万円

前述したとおり、原告の他者とコミュニケーションをとる権利は、憲法上にその根拠を置くものであり、障害者権利条約、改正障害者基本法、障害者自立支援法といった各法令によって強い法的保護が要請されている権利である。

原告にとって、長女がかねてより進学を希望していた専門学校の入学式に長女とともに出席し、長女のみならず他の新入生やその保護者らと同じ場所で提供される情報をリアルタイムで獲得し、その情報をもとにリアルタイムで同じ場所に居合わせた人間とコミュニケーションを図ること、すなわちこれが「原告がコミュニケーションをとる」ということなのである。

また当日は、入学式後に保護者説明会の場も設けられていた。当該保護者説明会では、実際の時間割や詳細な授業内容、奨学金のことや学校の規則、他にも就職活動に関すること等、オープンキャンパスの際の保護者説明会の時よりもさらに踏み込んだ入学後の具体的な学校生活に関する事項が説明され、さらに教科書や授業や実習に必要な備品の準備についての説明があり経済的な用意の必要もある内容が含まれていた。長女の保護者である原告が、長女が目指すテレビカメラマンになるために必要な学習を何らの不安なく進め、その無限の可能性を追求することに専念出来るような環境を整えるべく親としてのあるべき形で具体的な関わりを持つためには、かかる保護者説明会の際にも学校側の提供する情報をリアルタイムで獲得し、その情報をもと

に同じ説明会に出席していた他の保護者や学校関係者とリアルタイムでコミュニケーションをとることが必要なのである。

にもかかわらず、被告高松市は本件却下決定をおこなったのであり、これにより原告は著しい精神的損害を被った。

ろう者にとって手話通訳の機会が奪われるということは、コミュニケーションがとれないということである。他者とのコミュニケーションが自律した個人の人格的生存に不可欠なものであることは既に述べたところであるが、そうであるならばろう者から手話通訳の機会を奪うということは、そのろう者にとっては人格的存在の全てを否定されるに等しい屈辱であり、被告高松市の原告に対する手話通訳派遣拒否行為は個人の尊厳を著しく毀損する人格権侵害の違法行為と言わざるをえない（民法709条、710条参照）。その損害を金銭に換算することは困難であるが少なくとも20万円を下ることはない。

#### 4 国家賠償請求

以上により、被告高松市は、国家賠償法1条第1項に基づき、原告に対し20万円の損害を賠償する責任を負う。

よって、原稿は被告高松市に対し、国家賠償法1条第1項に基づき、20万円及び平成24年3月31日から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

#### 第7 行政事件訴訟法上の公法上の当事者としての給付請求訴訟

これまでに述べてきたとおり、高松市長が平成24年3月30日に行った原告の同年3月26日付本件申請に対する却下処分は、客観的に法令に反する違憲、違法な行為である。

とすれば、手話通訳者の派遣を申請した原告は無料で手話通訳者の派遣を受けることが出来たはずである（本件要綱第8条）。したがって、原告が自ら依

頼し、自己負担した通訳料等1万2410円の実費は、原告の損失であり、その費用を法律上負担すべき義務を負う被告高松市は「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者」に該当し、同被告高松市には同額の不当利得がある。

よって、原告は被告高松市に対し、民法の不当利得返還請求権に基づき1万2410円の支払いを求める（民法703条）。

なお、上記のような請求方法を選択する次第である。

#### 証 拠 方 法

- 1 甲第11号証～甲第15号証  
証拠説明書（2）記載のとおり。

#### 添 付 書 類

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| 1 訴状            | 副本1通  |
| 2 証拠説明書（2）      | 正副各1通 |
| 3 甲第11号証～甲第15号証 | 正副各1通 |
| 4 委任状           | 1通    |

別紙

原告代理人目録

〒760-0050 香川県高松市亀井町8番地11 B-Z高松プライムビル8階

あかり総合法律事務所

電話 087-813-1061

FAX 087-833-1321

代理人 弁護士 安 西 敦

同 山 口 剛 史

〒763-0023 香川県丸亀市本町3丁目25 久保ビル3階

馬場俊夫法律事務所

電話 0877-25-1005

FAX 0877-25-2987

代理人 弁護士 馬 場 俊 夫

同 秋 月 智 美

〒760-0023 香川県高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル9階

法テラス香川法律事務所

電話 050-3383-5572

FAX 087-851-3026

代理人 弁護士 渡 邊 圭 輔

〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー・サンポートビ

ジネススクエア

弁護士法人アディーレ法律事務所高松支店

電 話 087-811-6035

FAX 087-811-6036

代理人 弁護士 杉 山 晴 代

〒760-0033 香川県高松市丸の内7番9号

久保和彦法律事務所

電 話 087-851-5170

FAX 087-851-5172

代理人 弁護士 和 田 節 代

〒760-0026 香川県高松市磨屋町6番地5 のぞみビル6階

のぞみ総合法律事務所

電 話 087-811-0177

FAX 087-811-0217

代理人 弁護士 相 本 茉 樹

〒780-0861 高知県高知市升形1-17 藤林ビル3階

中西・高野法律事務所

電 話 088-879-0217

FAX 088-879-0218

代理人 弁護士 高 野 亜 紀

〒700-8530 岡山県岡山市北区津島中3-1-1 岡山大学文化科学系総合研究棟1階

弁護士法人岡山パブリック法律事務所 岡山大学内支所

電 話 086-898-1123

FAX 086-898-1124

代理人 弁護士 水 谷 賢

〒700-0816 岡山県岡山市北区富田町1-3-15 グランデール2階

光成法律事務所

電 話 086-224-2809

FAX 086-224-2819

代理人 弁護士 光 成 卓 明

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-8-25 大三ビル3階

岡山合同法律事務所

電 話 086-222-8727

FAX 086-222-8777

代理人 弁護士 呉 裕 麻

〒708-0062 岡山県津山市京町73-2 丹沢ビル2階

弁護士法人岡山パブリック法律事務所 津山支所

電 話 0868-31-0035

FAX 0868-31-0036

代理人 弁護士 高 木 成 和

同 小 堺 義 弘

〒700-0905 岡山県岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター2階

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

電 話 086-231-1141

FAX 086-803-3677

代理人 弁護士 河 端 武 史  
同 豊 芦 弘  
同 藤 井 嘉 子

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀4-27-7階

石口俊一法律事務所

電 話 082-222-0072

FAX 082-222-1600

代理人 弁護士 石 口 俊 一

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2丁目31号 広島鴻池ビルディング5階

弁護士法人広島みらい法律事務所

電 話 082-511-7772

FAX 082-511-7773

代理人 弁護士 紅 山 綾 香

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル6階

法テラス広島法律事務所

電 話 050-3381-1397

FAX 082-224-0151

代理人 弁護士 中 島 宏 樹

〒745-0072 山口県周南市弥生町3-2

周南法律事務所

電 話 0834-31-4132

FAX 0834-32-8091

代理人 弁護士 田 邊 一 隆

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満6-7-4 大阪弁護士ビル5階501

北尻総合法律事務所

電 話 06-6364-0181

FAX 06-6364-0185

代理人 弁護士 松 本 晶 行

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満6-1-2 千代田ビル別館2階

大阪アドボカシー法律事務所

電 話 06-6365-8777

FAX 06-6365-8770

代理人 弁護士 池 田 直 樹

同 東 奈 央

〒556-0013 大阪府大阪市浪速区戎本町1-9-19 酒井家ビル1号館5階

きづがわ共同法律事務所

電 話 06-6633-7621

FAX 06-6633-0494

代理人 弁護士 青 木 佳 史

〒545-0021 大阪府大阪市阿倍野区阪南町1-46-4 昭和土地建物ビル2階

辻川法律事務所

電 話 06-6626-2437

FAX 06-6626-2438

代理人 弁護士 辻 川 圭 乃

〒604-0982 京都府京都市中京区御幸町通夷川上ル松本町568京歯協ビル3階

つくし法律事務所

電 話 075-241-2244

FAX 075-241-1661

代理人 弁護士 佐 野 就 平

〒604-0982 京都府京都市中京区御幸町通夷川上ル松本町568京歯協ビル3階

つくし法律事務所

弁護士法人つくし総合法律事務所（個人受任）

電 話 075-241-2244

FAX 075-241-1661

代理人 弁護士 民 谷 渉

〒640-8154 和歌山県和歌山市六番丁43番地 ハピネス六番丁ビル5階

パークアベニュー法律事務所

電 話 073-422-1858

FAX 073-422-1857

代理人 弁護士 長 岡 健 太 郎

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル614

大手町法律事務所

電 話 03-3241-6338

FAX 03-3242-3878

代理人 弁護士 田 口 哲 朗

〒103-0003 東京都中央区日本橋横山町3-8 UMビル5階

電 話 03-3667-7542

FAX 03-3667-2174

代理人 弁護士 山 田 裕 明

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1丁目3番地 第9NSビル9階

藤岡毅法律事務所

電 話 03-5297-6101

FAX 03-5297-6107

代理人 弁護士 藤 岡 毅

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目18番地 高山ビル4階

都民総合法律事務所

電 話 03-3357-0277

FAX 03-3357-0297

代理人 弁護士 田 門 浩

〒362-0037 埼玉県上尾市上町2-1-34 GPビル5階

藤木総合法律事務所

電 話 048-775-3557

FAX 048-773-3265

代理人 弁護士 藤 木 和 子

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西14丁目ライオンズマンション第7大通201

道央法律事務所

電 話 011-251-7874

FAX 011-251-7876

代理人 弁護士

西 村 武 彦